

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成25年6月14日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第36号所管分の審査 .....	2
質疑（川端福江委員、安藤薫委員、渡辺慎吾委員、柴田繁勝委員）	
議案第42号の審査 .....	6
質疑（安藤薫委員、渡辺慎吾委員、川端福江委員、柴田繁勝委員）	
議案第43号の審査 .....	11
質疑（安藤薫委員、柴田繁勝委員、川端福江委員、）	
採決 .....	22
閉会の宣告 .....	22

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成25年6月14日（金）午前10時 1分 開会  
午前11時39分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長	大澤千恵子	副委員長	柴田繁勝	委員	川端福江
委員	渡辺慎吾	委員	安藤 薫		

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 箸尾谷知也  
次世代育成部長 登阪 弘 同部次長 若狭孝太郎  
こども教育課長 小林寿弘  
生涯学習部長 宮部善隆 文化スポーツ課長 日垣智之

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 長澤佳子

### 1. 審査案件（審査順）

議案第36号 平成25年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分  
議案第42号 摂津市子ども・子育て会議条例制定の件  
議案第43号 摂津市立温水プール条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○大澤千恵子委員長 それでは、ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

理事者から、あいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日、猛暑が続いておりますが、雨の少ないのがちょっと気になるところでございますが、そんな中、本日は、文教常任委員会をおもちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で委員会に付託されました3案件についてご審査を賜りますこと、どうぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん中座をさせていただきます。

○大澤千恵子委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名議員は、柴田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤千恵子委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○大澤千恵子委員長 再開します。

議案第36号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

川端委員。

○川端福江委員 おはようございます。

それでは、1点だけ質問させていただきたいと思います。

補正予算書4ページ起債の目的のところにあります、スポーツセンター耐震補

強等の事業ということで出ておりますけれども、これは、三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンターの改修に伴うことでありますが、この耐震事業をする間、工期が約半年間と言いますか、以前に知らせていただいておりますけれども、10月1日から来年の3月31日までということで、この期間がかかるわけでありませぬけれども、この利用の停止施設が、体育施設と運動広場ということになっております。

事前にそういったご報告もいただいておりますけれども、やっぱり、資材、機材と言いますか、ものを置くということもありまして、危険がないようにという、そういった配慮の下に、両方とも体育室も運動広場も利用ができませんということなのですが、利用されている方だったら、半年間は長いですし、今、摂津市の体育館というのも当然ありませんので、分散した形になっておりますし、ほかのところを使えばいいようなものでありますけれども、やっぱりこの、よくいつも使っていらっしゃる方は、大変な思いをされるのではないかと思います。また、そういうお声も市民からいただいておりますので、この運動場の広場をせめて土日とかだけでも使えるようにできないのでしょうかということでご質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○大澤千恵子委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時6分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○大澤千恵子委員長 再開します。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 三宅スポーツセンター、味舌スポーツセンターにつきましては、今年度、耐震補強工事、並びに、大規模改修工事を実施させていただく予

定といたしております。

明日、6月15日号の広報でございますけれども、10月1日から、翌年の3月31日まで工事の予定ということで、休館するという旨のお知らせをさせていただきます。

工事の施設につきましては、体育室ということでございますけれども、工事の一応の安全性も考えまして、運動広場も利用停止という形にさせていただいております。

現在、実施設計を行っております、工事の内容等、まだ、未定でございます。

今後、工事の内容等明確になってまいりましたら、その中でどこまで工事車両等が運動広場で必要なのか、そういったところも考えながら、今後、実際に工事に入るに当たりましては、そういった運動広場の利用につきましても、もう一度、検討させていただきたいというふうに考えております。

○大澤千恵子委員長 川端委員。

○川端福江委員 ありがとうございます。

当然、工事車両も入りますし、危険がないようにという万全の態勢で、そういうのは重々承知しておりますけれども、半年という期間が長いこともありますし、今、お答えいただきましたように、その工事車両がどれくらいに必要なのかというのも、これから検討していくと言っていたので、ぜひ、検討していただいて、それこそ、場所的にも量もわかりませんが、少しでも土日、せめて土日が使えるような方向に検討をお願いしておきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大澤千恵子委員長 ほか。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

私は、14ページ、15ページの子ど

も・子育て会議委員報酬及び一時保育委託料に関して質問したいと思います。

こちらのほうは、国のほうの子ども・子育て支援関連三法の成立に基づいて、摂津市でも子ども・子育て会議をつくって、これから議論をしていくというようなことでの委員の報酬と、委員の会議、出席を補償するという意味合いで、お子さんをお持ちの方の委員にも参加してもらえるように、一時保育の予算も組んでいただいているというふうに理解をしているところですが、この子ども・子育て支援法の前の現在継続中でありまして次世代育成行動計画推進協議会と、今回の子ども・子育て会議について、その違いを、ちょっと後から条例関係もあるかと思っておりますけれども、その違いと、国、府の補助金というのはついておりませんが、次世代育成支援推進行動計画協議会のときとの違いはどうか、ちょっとお聞かせいただきたいのと、今後、この子ども・子育て会議が子ども・子育ての計画をこれから立てていくことになるかと思っておりますけれども、財源上はどんなふうになっていくのか、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 まず初めに、次世代育成支援行動計画と、子ども・子育て支援事業計画の違いでございますけれども、ご承知のように、次世代育成支援行動計画につきましては、平成26年度末までの計画となっております。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成27年4月からの計画となっておりますので、この次世代の計画を引き継ぐ計画になると考えております。

その中で、次世代育成支援行動計画と、子ども・子育て会議との違いと言いますと、今、国のほうからお示しされてお

まず資料等を見ますと、次世代育成支援行動計画につきましては、0歳から18歳までを対象に、地方公共団体及び事業主に対しまして、子育て環境の整備、また、仕事と子育ての両立のための取り組みについて、行動計画として策定しなさいということが義務づけられております。

その中では、保健であったり、教育、労働、生活環境、こういった行政の各分野にわたった総合的な計画になっております。

今回の子ども・子育て支援事業計画につきましては、国の説明資料によりますと、平成27年度からの5年間におけますとりわけ幼児期の学校教育、保育、また、あるいは、地域の子育て支援についての需給計画的な要素が強い計画になるかと考えております。

国の財政的な補助につきましては、今回の補正予算で挙げさせていただいております分はゼロとなっておりますけれども、現在、国のほうでも4月から子ども・子育て会議を立ち上げられまして、いろいろな制度設計、また、市町村への補助の関係についても議論されているとお聞きしておりますので、その中で、一定示されてくるのかなと思っております。

あと、計画を立てるに当たって、ニーズ調査をし、計画を立てていきますけれども、その部分については、それに特化した特定財源としての補助というのは、国としては、今のところは考えていないという説明でございます。

今後も国の子ども・子育て会議の中で議論されていくということになりますので、情報収集してまいりたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 また、この後の条例の審査のほうでもお聞きしたいと思っております。

れども、少なくとも次世代育成行動計画が平成26年までということで、新たな子育て環境をどうしていくのかというような大きな計画が国、摂津市、大阪府というふうにとてられていくというふうに思います。

これまでの計画よりも、少し就学前であるとか、地域の教育ということで、今、進んでいる次世代育成計画の子育て環境全体から、労働環境、子育てを中心にした労働関係も含めて、大きく目標値をたてて進めていくという性格よりも、少し特化したような中身になっていくのではないかなというようなお話でありました。

しかし、やっぱり子育てというのは、当事者の保護者であったり、学校、幼稚園であったり、もちろん役所であったり、地域の方々との連携に基づいてやられていくべきものであって、同時に働きながら子育てをしていくという点では、市内の事業所であったり、労働環境という点についても、そういった観点というのは、やっぱり見逃せないところがあると思うのです。

国のほうから共通の指針が出てそれに基づいてということだと思っておりますけれども、そういった指針に基づいて協議をされていくのに加えて、これまでの次世代育成計画の中身もしっかりと検証して、それを生かしていくような論議をしていただきたいと思っておりますけれども、次世代育成計画、まだ進んでいる途中ですけれども、進捗状況も随時報告をいただいているかと思っておりますが、その次世代育成計画の現段階での進捗状況と、それから、評価、それを今度の子ども・子育て会議にどのように生かしていくのか、そのための補償という点では、メンバーの選定もあるかと思っておりますけれども、その点だけ、一度、お聞かせいただけたらと思

ます。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 次世代育成支援行動計画につきましては、現在、後期計画で取り組んでおりますけれども、平成平成26年度までの計画になっております。

5年間の長期計画をたてまして、私どものほうも毎年、毎年、進捗状況調査というのをやりまして、次世代育成支援行動計画推進協議会、そちらのほうにも諮らせていただいて、成果と課題を踏まえて、翌年度の取り組みについて協議しております。

平成27年度からの子ども・子育て支援事業計画につきましても、当然、その平成26年度までの次世代育成支援行動計画の成果と課題を踏まえて、取り組んでいくべきことだと思っております。

また、会議の委員につきましても、現在、次世代育成支援行動計画推進協議会のほうに参画していただいている選出団体等を中心としてご参画いただけたら継続的な議論になろうかなと思っておりますので、委員選出については、そういったことも配慮しながら努めてまいりたいと思えます。

○大澤千恵子委員長 ほか。渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 1点だけ質問させていただきます。

法律に基づいて、このような制度ができ、そして、摂津市もそのルールに基づいて、これから構築していきはるというように思うのですけれども、全国的に市町村、全てこういう形になると思うのですが、地域の独自性というのが、当然、そこに加味されるというふうに思います。

今後、教育長からお話聞きたいのですが、この会議をどのような形で育てていくか、どのようなあなたのご意思を入れ

ながら、地域性を入れながら育てていくか、ちょっとひと言お聞きしたいと思えます。

○大澤千恵子委員長 教育長。

○箸尾谷教育長 今、学校では、さまざまな課題がありまして、各地域の方も含めて対応していただいておりますけれども、特に、小中学校の義務教育に携わってきまして余計思いますのは、就学前の子どもをいかに育てていくかというのが一番大事だなということです。

そういう意味では、教育委員会は、軸足がどうしても小中学校のほうに移りがちなのですけれども、やはり、地域の方々、専門家の方々のご意見もいただきながら、子育て支援計画等きちんとしたものをつくって、今後の摂津のまちづくりの力になってもらえるような人材育成をしていきたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 三つ子の魂百までというのですけれども、三つ子よりももう少し上の子たちが相手だと思っております。

その面から、今、中学生で非常に地域的に荒れた中学校があるということ、その原因は何かというたら、主に家庭の問題が多いと思うのですけれども、ずっとたどっていったら小学校から、そして、そのまたずっとたどっていったら、就学前も一つの原因があるということで、非常に地域によって状況が変わると思えます。

私たち委員は、地域に戻って、路地裏、その辺の方々といろいろ話をしながら、子どもたちの動向をしっかりと見ております。

その中で、机上の空論と言ったら怒られますけれども、机上の話し合いではなくて、そういう多目的にいろんな方々の、ここにそれぞれの専門分野の方を委員と

して迎えるということになっておりますけれども、やっぱり、その生の声を聞けるような方々をセレクトして、その会議に加わってもらうことが最重要ではないかと思っておりますので、その辺のご配慮をよろしくお願ひしたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤千恵子委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、議案第42号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、36号に続いて、子ども・子育て会議について、少しお聞きしておきたいと思っております。

委員の選定も先ほどお伺いいたしました。が、今後の会議の日程、それから、計画策定に向けてのスケジュール、会議の開催の予定されている回数であるとか、それから、会議の進め方、資料、当然、国からの共通の指針が出てきたり、ニーズ調査をどういうものにするのか、ニーズ調査の結果をどう生かしていくかという議論が出てくるかと思うのですけれども、その点の現在でのお考えの持ち方。

それから、今、渡辺委員からもお話があったと思っておりますけれども、いろんな分野の人の意見を聴取していただいて、摂津市の子どもたちに、非常に生の声を生かした計画にさせていただいて、生きた計画をつくっていただきたいということで、委員さんの選定もあるかと思うのですけれども、会議の中で専門の方に来ていただいて、意見を聴取するという機会も条例の中に書かれていたと思っております。そういったことについても積極的にやっていただきたいと思っておりますが、お考えはいかがか

お聞かせいただきたい。

それから、やっぱりこうした会議というのは、開かれたところでやっていただくのが大事なことではないかなと思っております。会議の公開であるとか、議事録とか、会議で示された資料の公開について、どのようにお考えになっておられるのか、お聞かせください。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 まず初めに、子ども・子育て会議のスケジュールでございますけれども、現在、進めさせていただいております子ども・子育て会議委員の報酬も挙げさせていただいておりますけれども、この委員の選定に当たりましては、私どもの教育委員会会議の中で、委員の公募であったり、選出団体等の選出方法等についても議論をしていただきながら、委員構成について固めていきたいと考えております。

それと、やはり、この子ども・子育て会議の目的であります、保護者の方が子育ての第一義的責任を負っていただかなければならないといったことで、保護者の方の参画が必要であると考えておりますので、そういった子育て中の方々の委員を公募いたしまして、この会議に参画をしていただこうと思っております。

その後、国からの基本指針であったり、ニーズ調査の素案等が9月から10月ころに示されるということでございますので、秋以降に会議を持ちながらニーズ調査の内容、また、ニーズ調査の対象者、こういった方々を議論していただきたい。

そして、ニーズ調査に基づいて、分析、集計が出てまいりますので、その分析、集計を踏まえて、今年度、残り後3回、合計、今年度は4回、子ども・子育て会議を開催してまいりたいと考えております。

その中では、いろいろな国、府からの

指導なりご意見等もありますので、その都度、会議の中で事前に資料をお渡しし、考え方等を持ち寄っていただくような会議運営にしていきたいと思いますと考えております。

いろんな分野の方の意見をお聞きするといったご質問でございますけれども、やはり、この子ども・子育て会議の中だけではなしに、いろんなところで生の意見をお聞きすることが必要と思います。

昨日も、大阪府が主導で行っていただきました北摂ブロックの会議があったのですが、その中では、例えば、妊娠中の方に将来の子育てについてお聞きしたらどうかとか、将来の大人になる中学生、高校生の方にもそういったニーズを把握するような場をもつたらいいのではないとか、子育てグループで活動されているところにおいてご意見をいただいたらいいのではないとか、いろんなご意見がありました。

それぞれ、各市の実情に応じてニーズ調査の内容とか、方法等については決めていくことになると思いますけれども、私どももそういったご意見も参考にして、また、子ども・子育て会議の委員のご意見を参考にして取り組んでまいりたいと思っております。

会議については、原則公開ということで考えております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

大切な計画になっていきます。今、摂津市も含めてどこの自治体でも働きながら子育てををするという、非常に重要な制度となっております保育所の待機児童の問題が大きくなっております。

この子ども・子育て会議の中には、こういった保育の分野に株式会社も参入しやすくなってくるという、そういった意

味合いのものも含まれているかと思いません。

しかし、摂津市では、現在も進行中の南千里丘での新たな保育所も社会福祉法人で認可保育所できちんとした保育をやっていこうという方針の下、現在、進行していこうという方針については、私は評価しているのです。

ですから、待機児の問題についても、摂津市がきちんと保育の責任を負っていくという立場を堅持しながら、議論を進めていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

それから、会議の進め方で事前に資料を配布をして、また、いろんな方の意見も広く聞いてやっていきたいというお話でありました。ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思っております。

ただ、国からの指針が出てきて、その指針に基づいて、しかも期日が決まっているような審議会とか、このような会議において、往々にして結論ありきの進め方になっていることが、この間のいろいろな経験から非常に心配されることで、せっかく時間をとって参加していただいても、意見を言うけれどもそれがきちんと反映されるのか、されないのか、その辺をきちんと合意の下で進めていただきたいというふうに思いますが、その辺のお考えをもう一度、お聞かせをいただきたいということです。

条例の中で、条文の中に次世代育成計画の推進協議会の条例と、ちょっと違うなと思う点があるのですが、条例の第6条にあります議事のところの第3項です。会議の議事が出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるということで、この次世代育成計画の推進協議会的时候には、このような文章はなかったと思うのです。

今回、このように一定の方向性で、仮に、反対意見、賛成意見、意見が分かれたときも、最終的に会議としての統一意見にまとめていくというような文章だと思えますけれども、その辺、次世代等の計画と、この会議の性格上の違い、それから、この文言によっていろんなさまざまな意見があるけれども、多数で意見を通してしまうような、議事の運営、進行状況になりはしないかという点は、ちょっと気になるところなので、その点のお考えもちょっとお聞かせをいただけないかなと思います。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 子ども・子育て会議の出席委員、また、その他の方々の意見を反映できるようにということのご質問でございましたけれども、やはり子ども・子育て会議委員の方々のご意見というのは、当然、さまざまな考え方の方がおられます。

その中で、ご自分の意見というのは、大切にはさせていただきます。全体の中で活発に意見を述べていただくには、例えばしゃべりにくい雰囲気をつくらぬとか、会議の場の設定の仕方、会議の雰囲気づくりというのも大事なことかなと思いますので、そういったことも踏まえて、活発な議論の場となるように努めてまいりたいと考えております。

それと、第6条の議事、第3項の考え方ですけれども、子ども・子育て会議については、摂津市のさまざまな子ども・子育て支援施策について、子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む事項を決めていくことになろうかと思えます。

それと、子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む義務づけの記載事項というのがございまして、1つ目は、教育、保育、子育て支援を提供する区域の設定、

例えば、利用される方の区域を、安威川以南・以北として、子ども・子育て支援の確保を考えるのか、あるいは中学校区で考えるのか、小学校区で考えるのか、こういった区域の設定をまずは盛り込まなければならない。

また、もう1つは、幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業、こういったことに対する需要量の見込み、ニーズ調査から見える需要量の見込みと、その供給体制の確保、内容、またその実施時期はいつなのか、これが2点目に盛り込むべきことです。

それと、3点目が子ども・子育て支援給付といたしまして、制度では、施設型給付であったり、地域型保育給付という文言になっておりますけれども、こういった保育所、幼稚園等に対する給付の提供や子ども・子育て支援施策の体制の確保、こういったものを記載することになっております。

こういったところで、やはり、例えば、1点目の区域の設定等についても、一定、決めなければならないといった判断をする場合は、第6条、第3項の規定の中で決めていくことになろうかと思えます。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

次世代育成行動計画推進協議会のほうについては、摂津の教育委員会のホームページからとらせていただいております。今度は、条例というふうな形になっております。

今、ご説明いただきましたが、決めなければいけない、計画の中で決めていかなければいけないことについての取り決めだというふうに認識をいたしました。

ただ、いろいろなご意見をいただく中で、例えば、摂津市の子ども・子育て支援計画の中で、一定の方向性であるとか、

それから、考え方について、一つの考え方のみによって話を進めていくことのないように、その点は、ぜひ、考えていただいて進めていただけたらなというふうに思います。

決めなければいけないことについてのルールとして受けとめましたので、よろしくをお願いいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今後の国の子育てであるとか、子育てを支援していくための大事な摂津市の計画になっていくかと思えます。

この法律をちょっと見ますと、第3条に市町村の責務という条項があるのです。そこには、支援給付や支援事業を総合的、かつ計画的に行うこと第1項に書かれています。第2項には、保護者に対して必要な援助を行う。そして、第3項には、保護者が多様な施設、または、事業所から良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保することというふうに、市の責務が書かれています。

良質かつ適切な教育、保育という点について、最後にお聞かせいただいて、そういった方向で、立場、先ほど申し上げました認可保育所、それから、市の保育の実施責任等を堅持していただくことを要望しまして、その点だけ最後、聞かせていただきたいと思います。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 良質かつ適切な教育、保育ということで、当然、子ども・子育て支援事業計画を立てるに当たって、ニーズ調査というのをさせていただきますけれども、その中で、やはりニーズに対する供給体制、その数だけをそろえるだけではなく、そこでは、やはり、質が大事な部分だと思います。

その点では、国でも保育士の確保等も含めて、研修体制、保育士、幼稚園教諭の免許の件についても、体制を整備されるということでお聞きしております。現在、保育、教育に携わっておられる施設の方々はもちろんですが、新たに子ども・子育て支援に加わっていただけるような方にしても、市としての考え方なり、質を大事にしていきたいといったことは、求めていくようにしてまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 川端委員。

○川端福江委員 それでは、質問させていただきます。

今、お話がありました、これは国から子ども・子育て会議の条例を制定しなさいということで、当然、おりにきているわけでありまして、先ほど、教育長もどうしても子育てというのは、小中学生に目が向くようでありますけれども、以前の就学前という、全体を通してでしょうけれども、そういったことにも力を入れていくというような形で、それは、もう国のほうから全市区町村、全国津々浦々にそういうものがおりにきたわけです。

やっていこうと、日本の将来を考えた場合に、本当に、今の小さいころは大事だという、また、小さいころからのかかわりが大事だという方向だと思いますけど、今回のこの子ども・子育て会議条例の制定を受けまして、一言で今回のこの目的というのは何だと認識をされているのでしょうか、ちょっとお聞かせいただけます。

○大澤千恵子委員長 小林課長。

○小林こども教育課長 一言で難しいのですが、やはり、子ども・子育て支援法というのが、平成24年8月に制定されまして、委員おっしゃっているように、子ども・子育て支援事業計画の策定

というのが、市町村に義務づけられました。

この中で、国の考え方というのは、やはり、子ども・子育て、これについては、国が主導していくのではなしに、市町村が実施主体となってやっていきなさいといったことで、この子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられたものと考えております。

私どものほうも、やはりその摂津に合った子ども・子育て支援というやり方は、他市にはないやり方もしておりますし、他市には、少し劣っている部分もあるかもわかりません。

そういったところも含めて、摂津市らしい子ども・子育て支援施策となるよう、先ほど言いました区域の設定も含めて、より身近なところで、いろいろな子ども・子育て支援施策が充実するように、取り組んでまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 川端委員。

○川端福江委員 摂津市は、先ほども言われておりました次世代育成行動計画も先に先にいろいろな検討もされていますけれども、やっぱり、今回のこういう市区町村、行政区で中心になってやっていくことでありますけれども、国からこういった条例の制定があったということも大きく踏まえて、本当に健全な子どもを育てていくというか、思いやりのある、どんなことにも負けない子どもという、また、いじめのない社会、なかなか難しいですけれども、そういった全般としては当然でありますけれども、そういったことを基盤として、みなさんの認識の上にたって、これからのいろいろな子育て会議の条例の制定をお願いしておきたいなと思いますので、要望としておきます。

○大澤千恵子委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 1点だけ、これは要望

になると思うのですけれども、先ほど、安藤委員もちらっと言っておられましたけれども、摂津市のさまざまなこういう会とか委員会、そういう民間市民を取り入れての会議なんかは、大体、同じような方が重なっていることが多いのです。

そういう点で、この委員会の独自性と言いますか、さまざまな分野から先ほども言いましたけど意見を聞く、そして、会議室での会議だけではなくて、積極的に外に出るということも必要だというふうに思います。

当然、保育園とか、幼稚園なんかで、そういうのに入っている子どもたちというのは、接する機会があるのですけれども、その以前の保育園、幼稚園に入る前の子どもたち、昔は大家族の中でそういうお年寄りがいて、さまざまな子育てに対してのアドバイスを受けていたのですけれども、若い世代の方々を見ますと、やっぱり自分たちで暗中模索しながら、子育てをやっている方が多々おられるのです。

そういう方々のさまざまな意見を取り入れて、積極的にこの会議が外に出て、先ほど小林課長もおっしゃったように、また、その校区割にするか、安威川以南以北で大きくくくるかというのは、これはそれぞれ決めていただいたらいいと思うのですが、そういう形の意見を吸い上げて、そのニーズが100%聞くわけにいかないのですが、今、どのような形で子どもを子育てすることに悩んでいる、どのような問題になるかということ、単に20人なら20人の委員だけの話し合いではなくて、大きな市民、そういう方々の意見を吸い上げるということで、なんべんも言いますけれども、外に出る会議にさせていただきたい、そういうことを要望したいと思います。

○大澤千恵子委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 各委員が述べられたように、私も子育て会議というのは、大変なことだけれども、ペーパーと言うんですか、机上の議論になってしまっただけは大変だと思っております。

最近の子育てで一番悩んでおられるのは、本当に子育てに自信がなくなって、それが虐待につながったり、いろいろな問題を発生させているということがありますので、その辺の実態をもう少し、先ほど渡辺委員もおっしゃったと思うけど、よく見たなかから、やっぱり子育てというのはどうあるべきかということをもっと掘り出す方向というのを編み出していただいても結構なのですが、やっぱりやっていただきたいなというふうに思いますので、これは、私も要望として述べておきたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤千恵子委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○大澤千恵子委員長 第43号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方。

安藤委員。

○安藤薫委員 この案件は指定管理者の選定に向けて、来年の切りかえということですが、その指定管理の仕方など、変更するという中身と聞いております。

今回、特に特徴的なのは、これまで直営のときから委託していた事業者に継続して今までは指定管理をお願いしてきたところを、今後、公募をかけるというこ

と、それから、利用料金制度を導入するという、この2点が主な特徴ではないかなというふうに思います。

それで、これまで使用料と言っていたものを、利用料というふうに言いかえをされておられます。使用者を利用者というふうに言いかえをされております。利用料金制度の導入に基づいて、このような言葉の言いかえがあるのかなというふうに思うわけですが、この辺の言いかえ、それから、利用料金制度を導入する理由についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

利用料金制度、それから、公募についての考え方。この2つの特徴を公募を今回かけていく、それから、指定管理の契約は利用料金制度にしていくということについての理由、その点、最初にお聞かせいただきたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 日垣課長。

○日垣文化スポーツ課長 使用料から、利用料金に変更ということでございますが、利用料金制度には、何点かのメリットがございます。今回の条例改正につきましては、平成26年4月に指定管理を再指定するものでございますが、多額の使用料を伴う指定管理施設につきましては、他市のほうでございますけれども、利用料金制度が導入されておまして、実質的な市の歳出削減、また、指定管理者の収入の増、自主的な経営努力が発揮しやすい、会計事務の効率化が図りやすい及び効率的かつ効果的なサービスの提供が期待できるなどがメリットでございます。この点から条例の改正を行っているところでございます。

もう1点の公募に関してでございますが、あくまでもこの部分につきましては、民間のノウハウを利用いたし、競争性を働かせたいということでございます。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今、ご説明をいただいたのですが、指定管理者制度の考え方というのが、この間、指定管理者導入をされてから、もう8年になるのでしょうか、この間でもいろいろ揺れ動いてきたのはご承知のとおりだと思います。

全国の公の施設の指定管理者化が進んでいく中で、料金とコスト削減だけに着目した指定管理者の選定については、いろいろな市民サービスの逆に低下を招いているというようなケースがあって、料金のみ、コスト削減のみに着目したような指定管理者制度、指定管理者の選定はやらないようにと、市民サービスの向上という観点が大事だというのは、これは平成22年12月だったと思いますが、総務省のほうから通達も出ているかと思えます。

そうした中で、今、利用料金制度について効率の問題等お話をいただいたわけですが、市民にとって利用料金制度をすることによって、どんなメリットがあるのか。

それから、効率のことをおっしゃいましたので、これまで指定管理料として指定管理者に委託をお願いしていたわけですが、利用料金が直接指定管理者に入っていくということになります。

そうなることによって、利用料金と指定管理料という、2つの種類のお金が指定管理者に渡るということになるかと思うのですが、事業者にとってみると、それがどういうメリットがあるのか。

それから、市として効率のことをおっしゃったので、市として市民サービスの向上に加えて、市としてのコストの問題でどのようなメリットがあると考えておられるのか、その点をお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

それから、一緒に聞いておきたいと思いますが、指定管理者については、選定は、公の施設をお願いしていくわけですから、その選定や、それから、運営の状況については、市民の目線でしっかりチェックをしていくこと、それから、公の施設ですので、その運営や方針を決めていく責任は、摂津市にあります。業者任せにならないようにということも非常に大事なことであります。

そういう点からも、この間も市民図書館の指定管理者制導入のときにも、かなり議論をさせていただきましたけれども、モニタリングをどのようにするのか、モニタリングの結果をどのように市民の皆さんに公表していくのか、市として、その指定管理者の運営をどう評価するのか、どのように市民サービスの向上に役立てていくのかという議論が非常に重要になっていると思います。

今回、新たに切りかえになっていくわけですので、これまでの8年間の指定管理者で、利用料金制度を持ち込まずにやっていた中身についても、きちんとしたモニタリングであったり、評価をした上で、進めていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点のこれまでのモニタリングの結果であるとか、モニタリングをどのようにしてきたのか、どのように公表してきたのかについてもお聞かせをいただけたらと思います。

○大澤千恵子委員長 日垣課長。

○日垣文化スポーツ課長 まず、1点目の市民にとっての利用料金制度のメリットでございますが、多様化するニーズにより効果的、効率に対応ができるということが1点でございます。あと、サービス内容、維持・向上のほうも図られるということでございます。

2点目の利用料金と指定管理料の2本

立てにつきましては、指定管理者に収入が入るとのことでございます。

○大澤千恵子委員長 市民にとってどのようなメリットがあるのかと、それから、その指定管理者の管理料と利用料を重複していただいているところに関して、この企業に関しては、どのようなメリットがあるのかを、端的にまとめていただいて、宮部部長お願いします。

○宮部生涯学習部長 まず、今回、来年度再指定するに当たりまして、公募することになった。

それから、利用料金制を導入することになったということでございますけれども、前回は、平成23年4月に再指定いたしております。その折には、既存の指定管理については、非公募ということで特命でやります。

それから、新たな施設については公募ということで、図書館は、第1次改訂版にそって、そういう指定をいたしました。

今回、それから3年の間に、再指定のときにとということで、この指定管理者制度導入に関する指針、第2次改訂版というのが、平成25年3月に策定され、公表されました。

議員の皆様もごらんいただいているというふうに考えております。

この中で、原則、基本的には公募ということでございます。

この体育施設につきましては、第2次改訂版にそって公募、それから、この指針の中に利用料金等の取り扱いといたしまして、この利用料金制度を活用することによって、指定管理者の施設運営に対して、インセンティブが働き、結果として、市民サービスの向上に結びつくと考えられる施設については、積極的に同制度を活用するものということで指針をいただいております。

私ども、温水プールにつきましては、今、施設の使用料と、それから、温水プールの教室参加料という形で運営をいただいております。一定の事業収入が見込めるということでございます。

今まで随意契約いたしておりますと、指定管理料をお支払いいたしまして、利用料等につきましては、市の歳入となっております。

最終的に指定管理料につきましては、清算方式という形で返還いただくシステムになっております。

そうしたシステムの中では、指定管理者が努力されましても収入は全て市の収入になりますし、それから、経費削減、努力した結果も市の歳入になるというようなことになってまいります。

そういたしますと、その制度で言いますと、一定事業はやっていただいておりますも、その指定管理者にとって努力した甲斐がないと言いますか、新しい事業をやろうというインセンティブが働かないというようなことになってまいります。それで、その指定管理者が工夫したり、あるいは、努力して収入がふえるという、そういう期待できる施設は利用料金制を導入することによって、事業が拡大されますから、もって市民のサービスの向上につながるというふうに考えております。

このあたりがメリットであろうと思います。

それから、利用料金制を導入いたしますと、指定管理料につきましては、従来、市がお支払いいたしておりました指定管理料、具体的には、温水プールは7,900万円ぐらいの指定管理料をお支払いいたしております。

市の歳入といたしまして、プールの使用料700万円、教室の参加料が約4,

000万円ということで、4,700万円の市としての収入がございます。

この施設を、利用料金制で指定管理する場合には、現在、その差額の7,900万円と4,700万円で行きますと、3,200万円が基本的な額になると思いますけれども、このあたりは、指定管理を応募した場合に、その指定管理の申込者が、この施設であればこれだけの費用がかかる、これだけの自分たちの事業をすることによって、収入が入る、その差額をもって指定管理料の申し込み金額という形で応募いただくということになるかと思えます。

そういたしますと、その段階で、指定管理者が事業拡大を考え、なおかつその収入が費用と収入をもって一定の指定管理料でいけるということになりますと、現在の清算方式の指定管理よりは、その歳出と歳入の差額よりは、指定管理料としては経費の削減ということが図られるであろうというふうに考えております。

そういったことから、市民サービスの向上、それから、我々にとりますには経費の削減、事業者にとりますには収入が上がりそれだけ儲かるというふうなことになるかと思っております。

そういったことで、今回、基本的には、この指針に基づきまして、公募、それから、利用料金制の導入ということで考えたものでございます。

今回、条例改正させていただいておりますけれども、まず、この温水プールを来年4月にどうしていくかという基本的なものがございまして、その場合、利用料金制ということをごらんでお決めさせていただきまして、今回、その条例整備ということで挙げさせていただいております。

今後、募集要項の作成、それから、今、

安藤委員がおっしゃいました指定管理者の制定のための選定委員会の立ち上げ、指定管理者の選定、そして、議会の承認ということになってこようかと考えております。

それから、その選定や運営方針、よく言われますけれども、業者任せにならないようにということでございまして、このあたりにつきましては、選定につきましても、それから、運営につきましても、それから、評価モニタリング、この部分は、図書館の指定管理を見ていただければおわかりいただけると思えますけれども、四半期に1回、第三者機関である市民図書館等協議会の方にモニタリングいただいております。

我々は行政として、運営協議をいたしておりますし、協議会には市民代表の方に入っております。

また、ホームページも逐一公表もさせていただきます。

温水プールが公募で選定されました曉には、この図書館と同様のモニタリング、それから、公表と申しますか、そういったことはやってまいりたいというふうに考えております。

それから、この8年間の評価ということでございまして、前回、指定いたしますときに、一定の評価をさせていただいております。

これは、前回ですと、その平成18年から平成22年度までの5年間の評価ということで、温水プールにつきましては、最終、点数だけで申しますと、5点以上があることという、継続の基準というのがありまして、その中で算定いたしましたのは、平均5.5点ということで、適切であるということで、再指定させていただいているということでございまして、

今回の3年間につきましても、同様に

評価させていただくものと考えております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 指定管理者の制度導入に関する指針が先日出されて、今、部長からもご説明をいただいて、提言の中にも利用料金制度の導入については、お話がありましたように、サービス向上、それから、利用者の負担の軽減、これが期待できるような施設においては積極的に利用料金制度を導入していくということがあります。

今、ご説明いただきますと、利用料金制にすることによって、事業者が頑張れば頑張った分、自分たちの収益がふえるので、それが市民サービスの向上であったり、もしくは利用料金、今、お話がありましたけれども、水泳教室の料金単価が下がるとか、温水プールの利用料が時間当たりの金額が下がるとか、いうことにつながっていくというふうに理解しているのかどうか、そういうことかなと思うのですが、その点はどうかお聞かせいただきたいということです。

それから、前回の切りかえのときに、温水プールの評価をしていますと、おおむね合格点だというようなお話がありました。

ただ、サービス向上をやっていく上で、まだ、利用料金制度を導入するということですから、まだ、温水プールの運営の仕方であるとか、サービスの提供の仕方ということについては、市としては、やっぱり、まだ、不十分だというふうにお考えになっているからこそ、この利用料金制度を導入してやるべきだというふうに考えておられるのかなと、ちょっと私は思ったりするわけですが、温水プールは、少なくとも摂津市の施設でありますし、摂津市が、市民の皆さんの水泳を通して

の体力増強であったり、社会教育、生涯学習の一環として提供する施設だと思うのです。

そういう点では、市として温水プールをどういうふうに運営していくのか、どんな方針をもつのかという大きな指針がなくては、民間の方々への努力とインセンティブだけで責任を果たしているというふうには思えないわけなのです。

どんなことを利用料金制度によってサービス向上が足りないと思っておられるのか、どんなことをもっとサービス向上をしていくために、この利用料金制度を導入しようとしているのか、その辺のお考えはおありなのかどうかお聞かせをいただけないかなというふうに思います。

それから、市の関与として、これまでこういう使用料にかかわるものについては、市の施設ですが、今、何度も繰り返して申しわけないのですが、市の施設ですから、市民負担の利用料とか、使用料については、市が決めて、その金額に基づいて指定管理者に運営をしてもらっているというのが、これまでのルールだったと思いますけれども、今の利用料金制度、頑張った分、利用料金収入が事業者にあふえていくという考え方からしますと、市民に対する利用料金の単価は、指定管理者の裁量で決めていくことになってしまうのかどうか、その点のお考え方を示しいただきたいと思います。

○大澤千恵子委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 まず、利用料金の件でございます。

今回も条例改正させていただいておりますけれども、利用料金につきましては、指定管理者が定めるということになっております。

ただ、その利用料金を定めるにつきましては、今回の改正では別表に掲げる範

圏内において指定管理者があらかじめ市の承認を経て定めるものとするという改正を入れております。

別表と申しますのは、現在の利用料金体系の表ということでございますので、指定管理者がその条例の利用料金よりも、高い金額で利用料金を設定するということはできないということになっております。

それから、その範囲内ということでございますから、市長の承認を得れば、この利用料金よりも低額な金額で設定もできるということになっております。

その利用料金制を導入したことによって、現在の利用料金、それから、教室参加料が市民にとってより安い価格で提供できるかというお話でございますけれども、そのあたりにつきましては、条例上は、それは可能ということになります。

これは、事業者の戦略として価格を下げて、入場者、水泳教室参加者をふやす、それも一つの戦略でございます。それは、事業者の申し出があって、私どもと一緒に協議させていただくということになるかと思っております。

それから、利用料金制度導入するということは、現在の温水プールのサービスが不十分と考えているのかというご質問でございます。私ども、この温水プールを運営するにつきまして、お任せで業者に依頼しているわけではございません。

温水プールの運営につきましては、指定管理の基本協定書を締結いたしまして、毎年、毎年、年度協定を結んでおります。それから、事業報告書、あるいは、収支報告書もいただいておりますし、逐次協議もさせていただいております。受付等につきまして、改善点のご指摘は、今まで受けておりますけれども、逐次、指定管理者と協議いたしましてそのあたりも

改めながら運営をいたしております。

現行の中で不十分と考えているのかということであれば、不十分ではないというふうに考えております。ただ、改善点はたくさんあるだろうというふうに思っております。

それから、温水プールの運営指針ということでございますけれども、これは、温水プールにつきましては、昭和57年から運営をいたしてございまして、運営形態は直営、あるいは委託、指定管理というふうになってきております。

温水プール自体の運営ということになりますと、市民プールが閉鎖になりまして、その摂津市内の公立のプールというのは、唯一の施設でございます。

我々といたしましては、そういったことから、できるだけたくさんの市民の方に安全に利用していただけるような施設ということで運営を考えております。

その方針につきましては、開設以来と言いますか、新しく利用料金制度を導入いたしましても変わることはないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ちょっといろいろお聞きしていても、利用料金制度でインセンティブが働いて、指定管理者の方々が工夫をしてサービス向上につながる、結果的にそうなるということは、私もそれは望みたいことだと思うのですが、必ずしも、では、サービス向上になるのか、その利用料金の収入は事業者の責任で、自己責任でやってくださいよという形で、丸投げしているようなふうにも取れなくもないです。

例えば、利用料金を下げて、お客さんを増やそうということになれば、当然、人を増やさなければいけませんので、そ

の指定管理者のいろいろな固定経費というの膨らんでいきます。その辺の損益分岐点というのは、大体、決まってくるものであって、しかも、その摂津市の市民の皆さんの人口であったり、子どもの数であったり、同時にプールを利用されようとしている人たちの数であったりということも考えていきますと、そんなにバラ色のことばかり考えていてもいけないのではないかなと思うのです。

サービス向上を求めたりしていくということは、そもそも摂津市の責任でやるべきことだと思うのです。

利用料金制度でインセンティブで事業者をお願いするのではなくて、市としてこういった改善をしてほしい、市が主体的にプールの運営ですとか、それから、生涯学習スポーツにかかわる考え方に基づいて進めていく必要があるのではないか。あえて利用料金制度を持ち込むことによって、市としての責任が大きく後退するような気がして、私はならないと思うのです。

例えば、今、部長がおっしゃいましたが、市民プールが廃止されてからかれこれ10年ぐらいになります。

当時は、多くの市民の皆さんが、大事な子どもたちの夏の居場所として年間5万人ほど利用されていたという、近隣の市からもたくさんの利用者があった市民プールを廃止しないでほしいという大きな運動も広がりました。

議会でもさまざまな議論が行われて、当面、市民プールは建てかえはできないけれども、今後、幼児用プールを中心に整備をしていくような課題として認識をされて答弁をしてこられたかと思うのです。

これから、暑い夏を迎えて、摂津の子どもたちが行くプールというのは、摂津

市内ではなくて温水プールしかないというような状況の下では、どう考えているのでしょうか。温水プールということにしてもなかなか今、出てきていないというのが現実だと思うのです。

そういう点でいうと、温水プールについても、私は民間に丸投げをしまって、お金がふえるかもしれないので頑張ってくださいよというようなやり方になるよりは、市としてしっかりと、私は、それであるならば、直営で持って、自分たちの奉仕に基づいて運営をしていくというような立場にたつべきだと思うふうに思います。

その点、最後、市としての責任の問題について、もう一回だけ答弁していただきたいと思います。

○大澤千恵子委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 利用料金制をすることによって、丸投げというようなご意見をいただいておりますけれども、利用料金制も指定管理をする中での一つの制度ということでございます。

平成18年から指定管理を導入いたしまして、決して私どもは丸投げではないというふうに考えております。その中で、市の責務を果たしてきたところでございます。

利用料金制を導入することによりまして、より市民の方に良好なサービスを提供いたしまして、サービスの向上に努めたいというふうなことで、この利用料金制を導入することでありまして、決して丸投げ、あるいは、責任放棄ということではないというふうに考えております。

○大澤千恵子委員長 安藤委員、これから公募をするということでございますし、その中で、市のほうとしても、これから詰めていかないといけないところ、また、市のほうとしても指定管理者に対して、

このインセンティブを使ってサービスの向上に努めてもらうように、そういう業者を選定していくということでございますので、このあたりにしていただいでよろしいでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 私の意見は、先ほども申し上げましたけれども、もちろん今までの温水プールの指定管理者での運用について、摂津市が何の責任も果たしていないとかいうようなことは言っておりません。設備の改善であるとか、改修もしておられますし、市民の声を聞いて、例えば、受付の対応についても、指定管理者と話をしていただいで、改善を図る努力もしていただいでいるということは、認識をしております。

ただ、利用料金制度を導入することが、今度は、市としてサービスを向上しているこうというときに、非常に市の責任が後退するのではないかなという危惧を持っております。

そのことだけ申し上げて終わっておきます。

○大澤千恵子委員長 ほかによろしいでしょうか。

柴田委員。

○柴田繁勝委員 この条例に関して、今、安藤委員からそれなり問題提供を指摘されたわけですが。

私は、端的に見て、使用料が利用料ということになるのは、公的な立場で使うお金を集めるのは使用料、民間的と言いますか、指定管理者制度になれば、利用料という言葉の、それぐらいのニュアンスの違いかなと思っていたのですが、この内容を聞いていますと、この利用料というのは、ある意味では、横にだんだん広がっていく、いい意味にも、悪い意味にも広がっていく可能性のある料金体系

を考えておられるのかなというふうに思うわけです。

1つお聞きするのですが、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのは、これ出ているんですけど、この中では、使用料または利用に関する料金の収入の実績ということになって、隣は、使用料の収入の実績、それじゃあ、今、利用料というふうに変えられるけど、ここであえて使用料というのは、どういふものを指しておられるのかということがまず聞きたいわけです。

それともう一つは、今回、こうして条例を変えられる、また、指定管理者に公募をかけられる。私は、このことは悪いことではないと思っています。

ただ、悪い言葉で言うと、指定管理者にやりたいようにやって、ひとつ温水プールの運営をお願いしますということで、結果的に市民に重たい負担がかかってくると、料金の改定だとかいろんなことにつながってくるということになれば、温水プールの持っている意義というものがどうなのかということ。

先ほど、温水プールは、スポーツ振興ということが第一でしょうけれども、摂津の温水プールの実態は、やっぱり高齢者なり、子どもなり、身体の弱い人なりが、やはりここでリハビリ、そして、また、健康を増強するというようなことでの役割が、大きな一部を占めているのではないかなと、そういう中での温水プールであるということも認識していかなければならないのではないかと思います。

その中で、単純に新しい事業をやりますからと言うて、どんどんそれを取り入れられることによって、今日まで、あの温水プールでお年寄りの健康管理だとか、リハビリだとかいうことに有効活用されている個々の方々の利用範囲が縮められ

てしまうというようなことが起こってくるときには、やはり、今日の温水プールが、レジャープールをなくしてきて後、存続させてきた意義というものをもう少し考えていくべきではないのかなというふうに思うわけであります。

その辺について、温水プールが、これからいい意味での運営をされていく中で、料金につきましても、それから、いろいろな問題につきましても、市としての一定の基本的な考え方を指定管理者と十分詰めた中で、その中で、しかも指定管理者が考えておられるお考えが、市民サービスに大きく貢献できる、または、市としてもお任せしてよかったというような考え方になっていかなければならないのではないかと思うのですが、再度、そのことについて、今後、この温水プールというものをどのように市の施設としての位置づけを考えておられるのかということを知りたいと思います。

この2点です。

○大澤千恵子委員長 日垣課長、よろしいですか。

○日垣文化スポーツ課長 附則の第3項の改正の理由でございますが、従前は、利用料金制度を導入している施設がなかったために、収納委託等を行ってありまして、使用料の収入実績について、報告事項としてしていたところですが、今回、温水プールの利用料金制度を導入するに当たりまして、利用料金は、指定管理者の収入となるものの、利用料金の収入実績を市としても把握しておく必要があることから改正をしたものでございます。

2点目の今後の指定管理者の、市としての考え方、位置づけでございますけれども、体育施設全般ではございますけれども、本市といたしましては、施設がより効果的、効率的に運営されるとともに、

サービスの内容の維持・向上が図られ、かつ経費の節減を図っていくようにしたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 1点目の使用料は、何を指しているかという質問でございましたけれども、利用料金制度を導入するまでは、使用料というのは、市の歳入になります。

それから、利用料金というのは、指定管理業者の収入となります。その違いが大きいです。

施設の利用料金は、指定管理者の収入となりますから、指定管理者が定めることができるということになります。

それから、指定管理者の収入でございますから、減免につきましても、指定管理者が減免することができるということになります。

ただ、先ほどご説明いたしましたように、指定管理者が何でもかんでも自由になるというような受け取り方になるわけでございますけれども、利用料金につきましては、先ほどご説明いたしましたように、条例の定める上限の範囲内で定めることができます。

それから、減免につきましても、条例に定めております。

その減免につきましては、教育委員会規則の定めによって減免するというようなことになっておりますので、指定管理者が、例えば、利用料金でございましたら減免とか、そういうものを、自由に決めるというわけではございません。そのあたりは、一定、条例の制限がございますし、それから、基本協定書、年度協定、仕様書の中でそういったことは細かく決めていくということになろうかと考えております。

それから、どのような施設等にしてい

くということでございますけれども、摂津の温水プールにつきましては、スポーツの推進だけではなくて、条例上も市民の健康と体力向上に寄与するために温水プールを設置するという、設置条例がございます。

その中で、減免につきましても、身体障害者でございますとか、被爆者でございますとか、そういった方々に減免規定がございます。

この減免規定見直しにつきましては、市全体の使用料、あるいは、減免基準の見直しの中で、見直していくということになるかと思っておりますけれども、現状につきましては、摂津市の温水プールのおかれたこういった状況に照らして減免も考えていかなければならないというふうに思っております。

そういったことから、この温水プールにつきましては、単にスポーツ推進だけではなく、柴田委員のご質問にございましたように、市民の健康を図るためにそういった運用を、指定管理を導入いたしまして、利用料金制度を導入したといたしましても、同様に進めてまいりたいと考えております。

○大澤千恵子委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 何か、私の質問に答えていただいたのかどうか、尋ねているほうがちょっとおかしいのかもわかりませんが、この中で、使用料の収入の実績というところを、改正案では、使用料、または利用に係る料金の収入の実績と、この使用料というのは何かということで、どんなものを指しているのかということを知りたいです。

○大澤千恵子委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 大変、申しわけございませんでした。

使用料ということにつきましては、温

水プールですと入場料、それから体育館ですとその施設の使用料ということになってまいります。

この今回の条例改正に挙がっております附則の第3項につきましては、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがございまして、この条例の中で、事業者は、使用料について、収入実績を報告するというようになっております。

今までは、課長が答えましたように、利用料金制を導入した施設がございませんでしたので、使用料ということで済んでおったわけでございますけれども、今回、この利用料金制を導入することになりますことから、使用料及び利用料金ということで改正させていただいたという、この温水プール条例の一部を改正する条例の制定をもって、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を改正させていただいたということでございます。

○大澤千恵子委員長 柴田委員。

○柴田繁勝委員 よくわかりました。

これは、あくまでも温水プールの条例の中ではなしに、指定管理者の条例の中に入れたいといけないということで、使用料、または、利用料に係るということになったということになったと。

だけど、温水プールについては、利用料であるというふうに理解してよろしいですか。よくわかりました。

私もちょっとこれが参考資料として出てきたものですから、この辺の語句を聞いてみたかった。

それから、今、部長もおっしゃっていただいた温水プールの本来の目的というんですか、スポーツ振興だけではなく、健康管理だとか、健康増進だとか、いろいろなことをもって、摂津市はいろいろ

あっても今日まで存続してきた施設であるし、これからも、これは一つの摂津市の大きな事業として存続していただきたいという気持ちを持って述べているわけです。

これから、また、温水プールの建て替え等も含めて、これは時期がくればそういうことにもなりましょうし、だから、そういうことで、ただ、指定管理者に任せたらユニークな方法で、いろいろ収益を上げることを考えてくれはるといふことは大事です。

だから、それはやらしてもらわないといかんのですけれども、その陰に隠れた高齢者なり、こうした健康管理であるのプールを楽しみにしている人が、少しでも阻害を受けるといふことになったときに、十分な話し合いをしてもらえるような機関はつくってもらわないといけないのではないかと。

一例を挙げたら、どこへ行ってきました、いや今、プールにいつてきました。私は年寄りやけど、ほんまに腰痛いのが治りますわというように言うてはる人もあるし、あのプールが市民に非常に親しまれているのだなということを実感するわけです。

そういうことを聞くと、やっぱりいろいろ費用は要るけれども、温水プールというのは、存続すべきなのかなという感じは、我々は抱くわけですから、それが、行政としては、特にそういうことを十分考えていただいて、やっぱり、これから、温水プールをどう維持管理し、また、どのように市民とのサービスなどを含めて提供していくのか。

それから、先ほど安藤委員も言われたように、利用料でいろいろなイベントをやることによって、収益が4,700万円あると、うちは委託料が7,900万

円だと、その差額をお渡しするということになるのです。

それは、一番いいのは、指定管理者が市民にもサービスはできる、そして、自分たちの考えていることで、今の料金体系を崩さずに努力して、しかも市からの繰入金、委託料を限りなくゼロにしてみらえるというような方法があるのであれば、私は、ぜひ、それを採用してくださいと言いたいですけども、なかなかこれは難しいこと。

だから、指定管理者の努力ということもありますけれども、その中で働いている人が搾取されているというようなことになっても、これも本当の努力かどうかということにもなりますので、その辺は、今後、温水プールを維持管理していく中で、十分、詰めてほしいということをお願いしておいて質問終わります。

○大澤千恵子委員長 川端委員。

○川端福江委員 1点ですけど、今回、この条例の一部を改正する条例制定を出されているのですけれども、今までずっとやりとりを聞かせていただいて、私は、ここで質問するつもりはなかったんですけど、やっぱり私たち委員にとりましては、市民の方が、メリットがあるのかどうかです。

これから、行政の方に委ねたりして、行く行くはそういう市民の方の料金が下がるというか、値下げをするみたいなそういうふうな方向もあるやも、話もお任せするのだから、そのやりとりの中で、入場者が多かったり、利用される方が多かったりしたら、そういうこともあり得るというお話もありました。

それは、これから、指定管理者で委ねてしますから、そこの裁量でしょうけど、でも、市としてもやっぱりそういう方向

で持っていつてもらいたいと、いつ、どれくらいというのはお任せですけども、また、料金を下げる方向で持っていつてもらいたいというような、そういった一点でもなければ、そういったきちんとした市としての思いがなければ、本当に、これ賛成するのは難しいなと思いますので、そういう確約がわからないですけども、そういう、私たち委員としては、この条例が改正するに当たって、市民にとって、益になるのかどうなのかという、市民にとってどうなのかという観点が一番大事ですので、その点、ちょっと。

そういった感覚と言いますか、そういった思いでこれから、今後、進めていただくのなら、取り仕切っていただきたいなと思いますので、その点だけちょっと申し上げておきたいなと思います。

○大澤千恵子委員長 先ほどから、安藤委員も副委員長も川端委員も言われているように、市民サービスの向上につながるような、業者選定というか、公募の選定をしていただきたいなというふうな要望ということで捉えさせていただいて、よろしく願いいたします。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤千恵子委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時38分 再開)

○大澤千恵子委員長 それでは、再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大澤千恵子委員長 討論なしと認め、採決します。

議案36号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○大澤千恵子委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○大澤千恵子委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○大澤千恵子委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定いたしました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時39分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 大澤 千恵子

文教常任委員 柴田 繁勝